

令和2年度第5回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（令和2年10月23日（金）午後3時～ 場所：久留米市役所3階305会議室）

1 前回会議の概要報告

2 諮問案件の審議

- (1) 健康保険課が保有する国民健康保険被保険者の加入状況及び高額療養費自己負担額区分に関する情報並びに市民課が保有する住民基本台帳に係る情報を地域保健課が目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第4項）について

諮問機関：健康福祉部健康保険課、市民文化部市民課

利用機関：健康福祉部地域保健課

- (2) 障害者福祉課が保有する障害者手帳所持者に関する情報（次年度就学予定児のものに限る。）を市教育委員会が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第4項）について

諮問機関：健康福祉部障害者福祉課

利用機関：市教育委員会

- (3) 介護保険認定申請情報の登録業務において、AI-OCR及びRPAの導入に伴い、申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部介護保険課

- (4) 建築確認等の台帳の整備・保管業務において、クラウドを活用したICBAシステムの導入に伴い、建築確認申請等の情報をクラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：都市建設部建築指導課

- (5) 教育機関向けに提供する、クラウドを活用した教育システムの導入に伴い、久留米市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の児童生徒に関する情報を、クラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

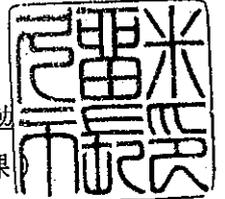
諮問機関：教育部教育ICT推進課

3 その他

2 健保第 3 7 5 5 号
令和 2 年 1 0 月 7 日

久留米市情報公開・個人情報
保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部健康保険課)
(市民文化部市民課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 2 4 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

健康保険課が保有する国民健康保険被保険者の加入状況及び高額療養費自己負担額区分に関する情報並びに市民課が保有する住民基本台帳に係る情報を地域保健課が目的外利用することの公益上の必要の有無(条例第 9 条第 3 項第 4 号)並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否(同条第 4 項)について

【諮問案件 1】

健康保険課が保有する国民健康保険被保険者の加入状況及び高額療養費自己負担額区分に関する情報並びに市民課が保有する住民基本台帳に係る情報を地域保健課が目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第4項）について

諮問機関：健康福祉部健康保険課、市民文化部市民課
利用機関：健康福祉部地域保健課

1 業務の概要

全ての団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、国は、医療費適正化と健康寿命の延伸に向け、関係法令を改正し（令和2年4月施行）、市町村が中心となって、高齢者の特性に応じた保健事業と介護予防の取組を効果的、効率的かつ一体的に提供することを求めている。

これを受け、本市では、研究機関（九州大学 大学院医学研究院 総合コホートセンター）に委託して、まずは現状を把握・分析し、健康課題（健康リスク）を抽出・明確化することとし、次の情報については、令和元年度答申第14号により目的外利用することの承認をいただいた。

- (1) 診療報酬明細書情報（医科用、DPC用、歯科用、調剤用）【国民健康保険分】
- (2) 特定健診結果等情報（健診結果情報、その他の健診情報、保健指導情報、健診結果情報（横展開）、全健診結果情報（横展開）、全保健指導結果情報）【国民健康保険分】
- (3) 介護保険給付費明細書情報（給付実績情報、給付管理票情報）【介護保険分】
- (4) 介護予防事業参加者名簿（氏名、住所、生年月日、教室名、参加年度）

上記(1)から(4)までの情報については、これらの情報を保有している健康保険課、長寿支援課及び介護保険課から健康福祉部総務に情報を集約し（目的外利用）、健康福祉部総務において匿名化ソフトウェアを用いて匿名化した上で同研究機関に提供しており、現在、同研究機関において分析作業中である。

今回、さらに詳細に健康課題を抽出するため、上記情報に加え、国民健康保険被保険者の加入状況に関する情報、高額療養費自己負担限度額区分に関する情報及び住民基本台帳情報を健康福祉部地域保健課に集約させ（目的外利用）、匿名化ソフトウェアを用いて匿名化した上で同研究機関に提供することとしたい。

なお、上述のとおり、これまでは健康福祉部総務において情報を集約化させていたが、今年度から、当該事業を健康福祉部地域保健課が所管することとなったため、集約先は健康福祉部総務から健康福祉部地域保健課に変更するものである。

2 目的外利用する個人情報

(1) 国民健康保険の加入状況

記号番号、資格区分、異動日、異動事由名称、取得日、取得事由名称、喪失日、喪失事由名称

(2) 高額療養費自己負担限度額区分

記号番号、年度、高額療養費自己負担限度額区分

(3) 住民基本台帳

宛名コード、生年月日、世帯番号、性別、カナ氏名、漢字氏名、小学校区、現住所届出日、現住所異動事由名称、住民区分、世帯区分

3 目的外利用することの公益上の必要性（条例第9条第3項第4号）

レセプト情報等を分析することにより、久留米市民の健康課題を抽出・明確化することが可能となるが、あくまで市全体としての課題を捉えるにとどまる。

市が保有する上記2の情報を利用することにより、小学校区ごと及び属性ごとの違いを含めた詳細な分析が可能となる。

まず、国民健康保険の加入状況に関する情報を利用することで、市全体の健康課題と比較した際の国保加入者における特徴を捉えることが可能となる。

次に、高額療養費自己負担限度額区分に関する情報を利用することで、所得の差が健康課題に関係しているのかを分析することが可能となる。

さらに、住民基本台帳情報を利用することにより、小学校区ごとに現状を分析し、校区ごとの健康課題の抽出・明確化を行うことが可能となる。

これにより、今後の保健事業及び介護予防の一体的実施にあたり、よりきめ細かな支援を実施することが可能となる。

また、個人情報の収集において、全ての対象者から同意を得るとした場合、目的外利用に係る情報の対象者数が、国民健康保険被保険者数が約8万人、住民基本台帳が約30万人と膨大な数に上ることから、事務処理に多大な時間と費用を要することとなる。

さらに、近年の市民の個人情報への関心から、同意しない人も一定生じることが予想される。そうした場合、当該分析結果が実態に即していない不十分なものとなる可能性があり、地域の健康課題の分析に基づく保健事業の企画・実施という目的が達成できなくなるおそれがある。

以上から、当該事業目的を達成するためには、健康保険課及び市民課が保有する上記2の情報を目的外利用する公益上の必要性が認められると考える。

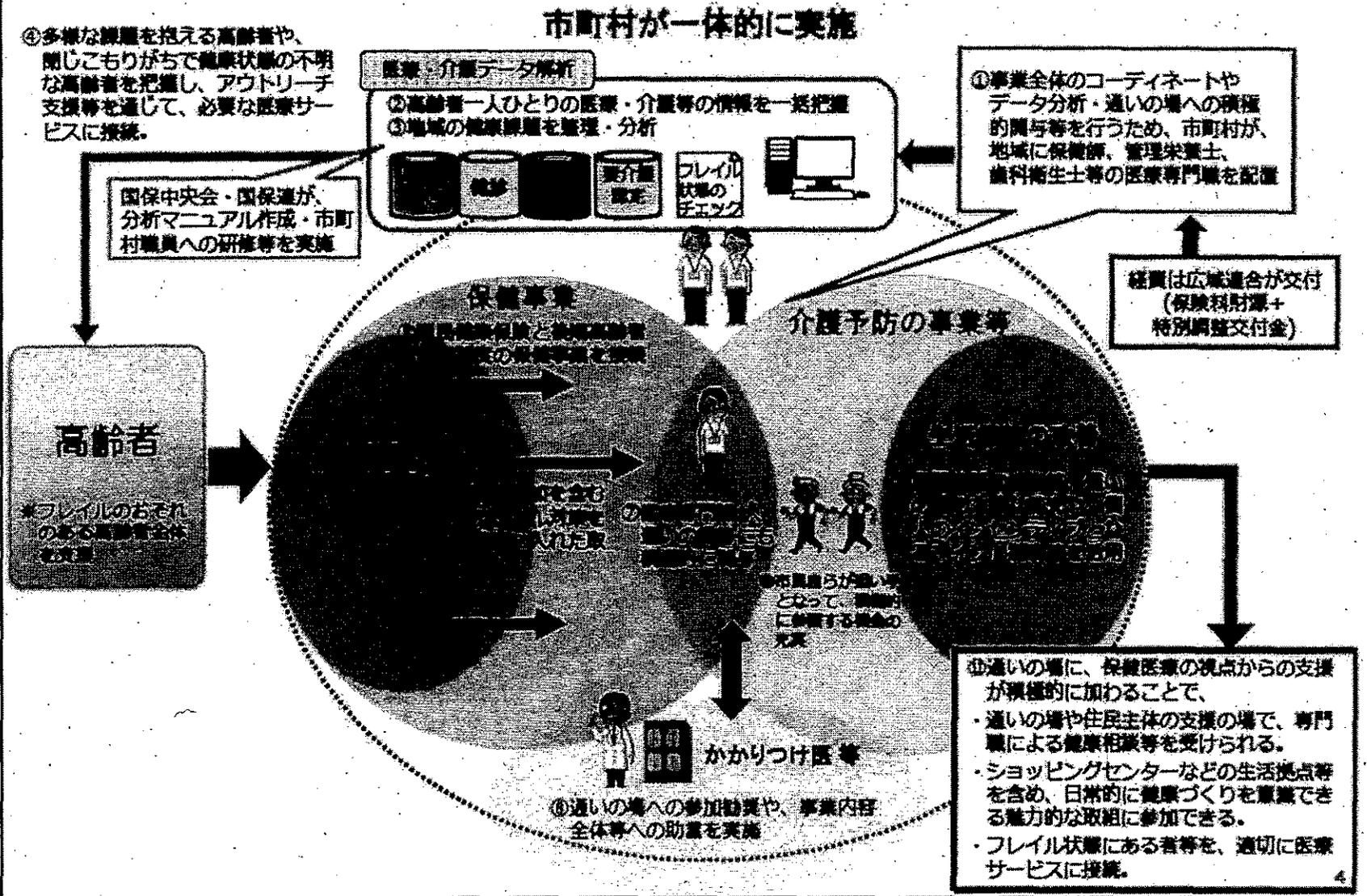
4 本人通知を省略することの適否について（条例第9条第4項）

前述のとおり、通知を要する対象者数が膨大であり、かつ、事務処理に多大な時間と費用を要するため、本人通知を省略いたしたい。

5 実施時期（個人情報利用期間）
審議会承認後

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 市町村における実施のイメージ

資料



2 障 第 2 5 9 3 号

令和 2 年 9 月 2 日

久留米市情報公開・個人情報
保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部障害者福祉課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 2 4 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

障害者福祉課が保有する障害者手帳所持者に関する情報（次年度就学予定児のものに限る。）を市教育委員会が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第 4 項）について

【諮問案件2】

障害者福祉課が保有する障害者手帳所持者に関する情報（次年度就学予定児のものに限る。）を市教育委員会が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第4項）について

諮問機関：健康福祉部障害者福祉課
利用機関：市教育委員会

1 業務の概要

久留米市教育委員会においては、行動面、発達面、学校生活面等において支援を必要とする子どもが、その子の特性や障害の程度に応じた適切な「学びの場」の提供を受けられるように、次年度就学予定児（年長児）の保護者のうち、障害のある子ども（可能性のある子どもを含む。）の保護者や、子どもの育ちについて不安のある保護者を対象に、就学相談会を実施している。

就学相談会の案内については、各種の方法により周知を図っているものの、支援を必要としていると思われる子どもの保護者に情報が届いていないこともあり得る。

そこで、必要な保護者に確実に情報を届け、支援から取り残される子どもが生じることのないよう、健康福祉部障害者福祉課が保有する障害者手帳に係る情報を、市教育委員会において目的外利用しようとするもの。

2 目的外利用する個人情報

障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）情報のうち、氏名・生年月日・性別・住所・等級・障害部位。ただし、次年度就学予定児に係る情報に限る。

3 公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

就学相談会開催の保護者への案内は、市内の幼稚園、保育所、認定こども園の他、障害者通所施設、発達障がい者支援センター、幼稚部のある特別支援学校、児童発達支援事業所等の施設に依頼し、ご案内文書（資料1、資料2）により周知を図っている。

加えて、就学相談会の案内文書は、市HPや広報においても掲載している。

しかしながら、該当しない子どもも通っている幼稚園、保育所及び認定子ども園においては、このような案内をされること自体を不快に思う保護者もいるため、園等の判断により、案内文書を、全保護者に対して個別に配布する方法によらずに掲示板に掲示する等の方法により周知を図っているところもある。

また、在宅育児を行っている保護者もいる。

そのようなことから、支援を必要としていると思われる保護者に対して確実に情報が届いているとは限らない。

そもそも、市教育委員会においては、次年度就学予定児を識別する情報は把握できるものの、就学前であるため、各自がどのような状態にある子なのかという情報までは把握できず、支援が必要と思われる子どもを把握することすら難しい状況にある。

情報が届かなければ、支援が必要な子どもにとって最適な「学びの場」を提供することができず、その子が支援から取り残される可能性がある。

そこで、多くの場合に支援が必要と思われる障害者手帳保持者について、障害者福祉課が保有する次年度就学予定児の障害者手帳に係る情報を市教育委員会が利用することで、市教育委員会において支援が必要と思われる子どもを把握し、かつ、支援が必要と思われる子どもの保護者から就学相談会への申込みがなされているかを確認する必要がある。

確認した結果、支援が必要と思われる保護者から就学相談会の申込みがなされていない場合は、必要に応じ、市教育委員会のほうから直接案内をしたい。

なお、支援が必要な子どもやその保護者が地域で切れ目のない支援を受けられるようにするという観点から、国も、教育委員会と福祉部局の連携を推進するよう求めている（資料3）。

以上のことから、目的外利用をする公益上の必要性は認められると考える。

4 本人通知の省略について（条例第9条第4項）

保護者の中には、支援を必要としている子どもと思われていること自体に不快感を示す方もおり、障害者手帳の情報を市教育委員会が目的外利用したことに強く抗議する方もいると思われる。目的外利用したことについて、障害者手帳を保持している子どもの全保護者に対して通知すると、一部の保護者からの強い反発により、情報の利用が困難となることが想定される。

そのため、本人通知については省略することとしたい。

5 実施時期（目的外利用する時期）

審議会答申後

就学相談会のご案内

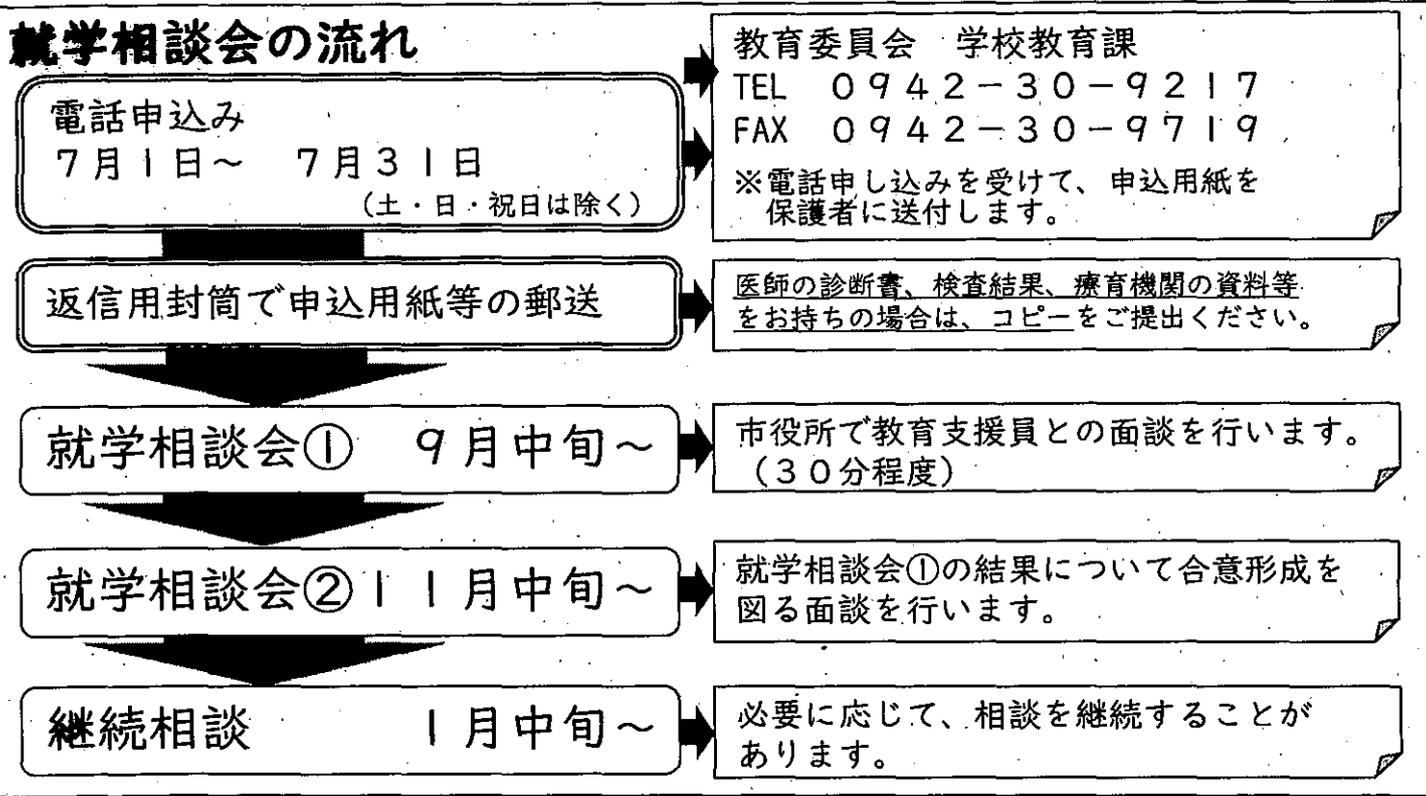
久留米市教育委員会

就学相談会とは？

お子様の入学に向け、どのような「学びの場」での支援が必要かを、医療、言語・心理、教育の各分野の委員が本人・保護者と話し合い、スムーズに学校生活を送れるようにすることをめざして行うものです。



就学相談会の流れ



就学相談会の結果、お子様の特性に合わせて保護者等との合意のもと以下のような適切な「学びの場」を決めていきます。

- 通常の学級のみで学習します。
- 通常の学級に在籍しながら週1回程度、**通級指導教室**で個別や小集団で自立活動の学習をします。
- **特別支援学級**で、ニーズに応じたきめ細やかな指導をします。
- **特別支援学校**（久留米特別支援学校・田主丸特別支援学校・久留米聴覚特別支援学校等）で、ニーズに応じたきめ細やかな指導をします。

(学校教育法施行令第22条の3の障害の程度にお子様が該当する場合。詳しくは下記におたずねください。)

就学相談に参加される場合も、就学時健診はお受けください。

申込みや相談についてのお問い合わせは、久留米市教育委員会 学校教育課
 TEL(0942)30-9217 FAX(0942)30-9719 までお問い合わせください。

裏面へ続く

小学校・中学校

通常の学級

40人の児童生徒（小1は35人）を上限として学級を編制し、指導を行います。

通級による指導

通常学級に在籍し、週に1回「通級指導教室」に通い、小学校は90分間・中学校は100分間、個別や小集団で「自立活動」の学習を行います。

（保護者の送迎が必要です）

詳しくは、別紙「困難さのある子どものために～小学校・中学校通級指導教室のお知らせ～」をご覧ください。

特別支援学級

知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、難聴の学級があり、8人の児童生徒を上限に学級を編制し、ニーズに応じたきめ細やかな指導を行います。

また、計画的に交流学級での交流及び共同学習を行います。

上記において、医療的ケアが必要なお子様は、「訪問看護支援事業」を利用した看護師または、保護者による対応となります。

「訪問看護支援事業」は、保護者が契約した看護師に要する費用を市が補助する制度です。（原則、週2回90分又は週1回180分以内で、年間の利用限度額があります。）

特別支援学校（小学部・中学部）

久留米特別支援学校の場合は、知的障害がある児童生徒を対象としています。

- ・単一学級 6人の児童生徒を上限に学級を編制し、ニーズに応じたきめ細やかな指導を行います。
- ・重複学級 肢体不自由をあわせ持つ児童を対象とし、3人の児童生徒を上限に学級を編成し、ニーズに応じたきめ細やかな指導を行います。
- ・訪問学級 通学が困難な児童生徒に対し、担任が自宅や病院へ訪問し週3回小学部は90分間・中学部は100分間の授業を行います。

※学校内や居住地校等と、交流及び共同学習を計画的に実施します。

医療的ケアが必要なお子様は、特別支援学校に常駐する看護師が対応します。看護師は、指導医の指導のもと、医療機関と連携した医療的ケアを実施し、市が「医療的ケア対応事業」によって費用を負担します。

「医療的ケア」とは、日常的に行われている

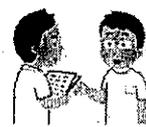
経管栄養



喀痰吸引



導尿



これらの3行為をいいます。

「公印省略」

2 学教第 4 7 9 号
令和 2 年 5 月 2 8 日

幼児教育研究所長 様

久留米市教育委員会
教育長 井上 謙介

令和 2 年度就学相談会の開催について (依頼)

このことについて、下記の要領で実施します。

については、貴所に通所する久留米市在住の幼児のなかで小学校に入学後、特別な教育的配慮が必要であると思われる幼児の保護者に対して就学相談会のご案内をしていただくようお願いいたします。

なお、保護者宛の案内文書を添付しておりますので、ご活用ください。

記

1 就学相談会について

期日：9月15日(火) 9月29日(火) 10月13日(火) 10月27日(火) のいずれか

時間：13:00～17:00 のうち 30 分間程度

場所：久留米市庁舎 3 階会議室 (場所は変更する可能性があります)

内容：幼児に必要な特別な教育的配慮に応じた適切な「学びの場」検討のための相談

※ 詳細は、申込者宛に別途連絡します。

2 申し込みについて

期日：7月1日(水) から 7月31日(金)

方法：①保護者が市教委に電話または FAX で申し込む

②その後、郵送されてくる申込用紙を市教委に提出する

3 案内用資料

① 就学までの流れ

② 就学相談会のご案内

③ 「困難さのある子どものために～小学校通級指導教室のお知らせ」

④ 令和 2 年度通級指導教室説明会のご案内

※ 案内用資料は、ホームページにも掲載しています。必要に応じてご活用ください。

本件担当
学校教育課 指導チーム 磯本 直子
TEL(0942)30-9217 FAX(0942)30-9719
E-mail : nisomoto@city.kurume.fukuoka.jp

30文科初第357号
障発0524第2号
平成30年5月24日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

教育と福祉の一層の連携等の推進について (通知)

教育と福祉の連携については、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校」という。）と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている。

特に、発達障害者支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）が平成28年8月1日から施行されており、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」とされている。

こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、昨年の12月より、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトにて検討を行い、このたび、本年3月に別添1のとおり「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（以下「報告」という。）を取りまとめたところである。

両省においては、報告を踏まえ、今後さらに施策の充実を図ることとしており、貴職におかれても報告の趣旨を踏まえ、下記について積極的な取組をお願いしたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）及び関係機関等に対して、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体

の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知し、本通知の運用に遺漏のないようご配慮願いたい。

記

1 教育と福祉の連携を推進するための方策について

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、以下の取組を促進すること。

(1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、障害のある子供の情報が双方の現場で共有されにくいことを踏まえ、各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けること。その際、各地方自治体は、別添2の地方自治体の実践事例等を参考に、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び（自立支援）協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

(2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

例えば、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、放課後等デイサービスについての教職員の理解が深まっていないために、対象児童生徒の学校における様子などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。これを踏まえ、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ること。

また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園等の子供とその保護者が集まる場合には、発達障害に関する知識を有する専門家を派遣する、巡回支援専門員整備事業を活用するなどし、発達障害についての知識や対応技術の普及を促すこと。

(3) 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等により、両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携ができてない。他方、個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、別添2の地方自治体の実践事例を参考に検討し、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の仕組みを構築すること。

2 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であることを踏まえ、各地方自治体においては、以下に示す支援等に取り組むこと。

(1) 保護者支援のための相談窓口の整理について

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局が連携し、別添3に示した相談窓口を一元化している地方自治体の事例等を参考に、教育委員会や福祉部局等の関係部局及び教育センター、保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこの部署や機関に相談すればよいのかを分かりやすく示すこと。

なお、相談の対応に際しては、以下の2(2)で作成したハンドブックを活用するなど、担当以外の職員であっても適切な窓口を紹介できるようにすること。

(2) 保護者支援のための情報提供の推進について

保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけることに苦勞したり、相談窓口がわからず、誰に相談してよいかわからないということがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックを作成すること。

さらに、各地方自治体がハンドブックを作成する際には、別添4を参考に、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先等など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。

(3) 保護者同士の交流の場等の促進について

周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、障害のある子供の保護者が孤立感・孤独感を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合があることを踏まえ、各地方自治体においては、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者（以下「ペアレントメンター」という。）の養成及びペアレントメンターによる相談支援を実施すること。

また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び、子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングによる支援を行うこと。

さらに、教育委員会においても、福祉部局と連携しつつ、就学相談、教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。

(4) 専門家による保護者への相談支援について

障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員について、障害のある子供や発達障害について専門的知識を有する者が不足していることを踏まえ、各都道府県は、相談支援

専門員が受講する、障害のある子供についての知識や経験等を積むことができるような専門コース別研修を積極的に開催すること。

【本件連絡先】

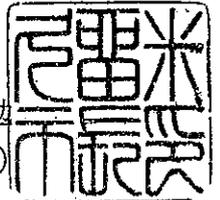
文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課支援総括係 齊藤
TEL : 03-5253-4111 (内線 3254)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係 当新
TEL : 03-5253-1111 (内線 3038)

2介保第1324号
令和2年10月7日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部介護保険課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

介護保険認定申請情報の登録業務において、AI-OCR及びRPAの導入に伴い、申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【諮問案件3】

介護保険認定申請情報の登録業務において、AI-OCR及びRPAの導入に伴い、申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部介護保険課

1 業務概要

本市では、紙で提出された介護保険認定申請情報（以下「申請情報」という。）を、介護保険システムへ登録し、その後の認定事務を行っている。

業務効率化のため、登録の手入力作業については外部に委託しているが、委託によっても、登録件数の上限は1日100件と限界があり、申請が集中した場合は処理が追いつかない。

システムへの登録が完了しなければ、その次の段階である訪問調査にも着手することができない。また、登録作業は、人による手入力作業であるため、市職員により誤入力の有無を確認する必要があり、その分の時間も要する。

そのようなことから、申請が集中する時期には介護保険の申請から認定までに約40日を要することがある。介護保険法は、介護保険認定申請をした被保険者は、申請から30日以内に結論が出ない場合には認定申請が却下されたものとみなすことができると定め、市町村に30日以内に結論を出すよう求めているが、申請が集中する時期にはやむを得ず30日を過ぎてしまうこともあるというのが現状の課題である。

この課題を克服するためには、人による作業には限界があるため、ICTを活用し、作業を自動化することが極めて効果的である。

そこで、AI-OCR（※1）及びRPA（※2）によるシステムへの自動入力を、令和2年12月からの仮運用を経て、令和3年1月から本格的に導入したいと考えている。

システムへの自動入力の流れは資料1「2 サービス全体像」のとおりである。

まず、紙で提出された申請書をスキャナーでPDFに変換し、AI-OCRソフト導入端末に格納する。格納されたPDFデータを、業者が保有するAI-OCRサーバに送信し（オンライン結合）、文字データに変換される。データ化された情報が業者からAI-OCRソフト導入端末に送信されてきた後、RPA用PCに格納すると、本市の介護保険システムに自動入力される。

この一連の流れの中で、AI-OCRサーバへのデータ送信について、オンライン結合の承認を求めるもの。

※1 AI-OCR：手書きの書類や帳票の文字を読み取り、デジタル文字に変換する技術。AI技術を活用することでより高い精度の文字認識を可能にする。

※2 RPA：定型的なパソコン操作を記録して、人の代わりに自動で作業するソフトウェア

2 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

介護保険システムへの入力作業を人により行っていたのでは、申請が集中する時期には処理が追い付かず、介護保険法が求める、申請から認定まで30日という審査期間を遵守することが困難である。

AI-OCR及びRPAの導入により、申請書の各項目に記載された内容をデジタル文字に変換し、手入力より迅速かつ正確にシステム内へ自動登録することが可能となる。

AI-OCR及びRPAの導入により得られる効果は、以下のとおりである。

- (1) 申請情報入力件数の上限が無く、職員不在の夜間でも自動登録が可能
- (2) 従来の入力時間と比較し最大1件当たり150秒短縮可能
- (3) 従来の確認時間と比較し最大1件当たり30秒短縮可能

そして、AI-OCR及びRPAを導入するためには、申請情報をオンライン結合等によりAI-OCRサーバへ提供する必要があり、当該オンライン結合には公益上の必要性がある。

なお、AI-OCRサービスの利用にあたっては、利用約款により、サービス提供者に対し、個人情報の取扱いに関する義務（目的外利用禁止、第三者への提供禁止、漏洩等の防止その他の安全管理措置義務、従業者に当該義務を遵守させる義務）が課されることになる。

3 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

- (1) ネットワークの安全性について

庁内情報系システムとAI-OCRサーバとは、専用回線に接続されており、外部のインターネット環境とは切り離されたLGWAN（※3）環境下にある。

※3 LGWAN：自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワークである。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

- (2) システムの安全性について

AI-OCRサーバへ送信された申請書PDFデータは、5日でサーバ内から完全に削除される。また、AI-OCRサーバ設置・管理業者においては、セキュリティ対策としてネットワークペネトレーションテスト（※4）の実施、ファイアウォール（※5）によるアクセス制御、WAF（※6）によるセキュリティ強化、IPS（※7）による不正アクセスの検知等の措置が講じられている。

※4 ネットワークペネトレーションテスト：実際に既知の技術を用いてシステムへの侵入を試みることで、システムに脆弱性がないかどうかをテストする手法のこと。

※5 ファイアウォール：ネットワーク保護のため、外部からの攻撃を阻止し、及び内部からの望まない通信を防ぐシステム

※6 WAF：ファイアウォール的一种で、従来のファイアウォールでは防げないウェブアプリケーションに対する不正な攻撃を防御するためのシステム

※7 IPS：不正侵入防御システムのことで、不正なアクセスを検知し、通信を遮断する役割を担う。

(3) 物理的な安全性について

AI-OCRサーバ保有・管理業者においては、物理的な安全管理措置として、AI-OCRサーバを保管しているデータセンターへの入館者は最小限とし、入館の際はプロジェクトリーダーと責任者の承諾を得る等の措置が講じられている。また、AI-OCRサーバを格納するラックは施錠し、鍵を使用できる者を制限し、作業状況は、常時監視カメラで記録することとしている。

4 提供する個人情報の内容

介護保険要介護認定・要支援認定申請書（資料2）に記載された個人情報

5 実施時期（個人情報利用期間）

令和2年12月から仮運用を行い、令和3年1月から本番運用を行う。

介護保険認定申請情報の登録業務におけるAI-OCR及びRPA導入について

1 概要

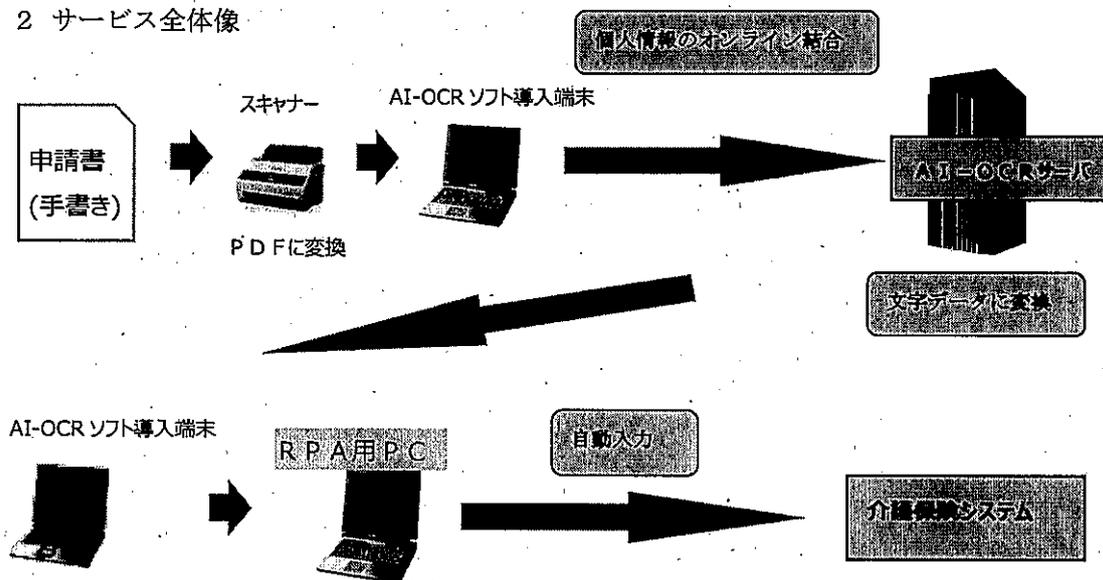
(1) 目的

介護保険認定申請情報の登録業務を現行の手作業入力の業者への委託から、AI-OCR及びRPAを用いた自動入力システム（介護保険認定申請書にある複数の項目をAI-OCRが読み込み、RPAにより介護保険システムへの入力を自動化）による入力へ移行することにより、事務の迅速、効率化及び職員の時間外作業の削減を図る。

(2) 効果

現状の業者委託では、登録に最大5日程度かかっていたものが、AI-OCR及びRPA導入により1日で完了する見込みである。また複数の職員による確認作業も、簡素化できることで時間外の削減に繋げることができる。

2 サービス全体像



○申請情報登録の流れ

- (1) 申請書をスキャナーでPDFに変換し、AI-OCRソフト導入端末に格納する。
- (2) 格納されたPDFデータをLGWAN環境下でAI-OCRサーバへ送信し（オンライン結合）、文字データに変換する
- (3) AI-OCRサーバからAI-OCRソフト導入端末に送信された文字データをUSBを使用し、RPA用PCに格納する。
- (4) 設定通りに申請書の各項目が介護保険システムへ自動入力される。

介護保険 要介護認定・要支援認定 申請書

区分	新規	更新	変更	転入	2号	申請者区分	コード		
----	----	----	----	----	----	-------	-----	--	--

久留米市長 様 次のとおり申請します。

申請年月日	令和 年 月 日	生年月日	大正・昭和 年 月 日	年齢	歳	性別	男・女
被 保 険 者	被保険者番号	0 0 0	個人番号				
	ふりがな			住所			
	氏名						
	前回の介護度 (更新・変更申請の場合)	要支援 (1 ・ 2)		電話番号			
		要介護 (1 2 3 4 5)					
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日		認知症	有 (軽 ・ 中 ・ 重) ・ 無			
入院・入所者無 (短期入所除く)	施設名			電話番号			
有 ・ 無	所在地			入院の場合 退院予定日			

変更申請等の理由 (変更申請の場合)

申請者 (本人・家族)	氏名						続柄	
	住所						電話番号	
申請者 (提出代行者)	事業者名	地域包括支援センター	居宅介護支援事業者	指定介護老人福祉施設	介護老人保健施設	指定介護療養型医療施設	介護医療院	
		事業所印						
	住所					電話番号		

主治医 (指定医)	医師名			医療機関名			前回申請	医師名		
	電話番号			診療科目				医療機関名		
	住所					電話番号				

◆2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

医療保険者番号						被保険者証記号番号					
医療保険者の名称						特定疾病名					
訪問調査時 連絡先	氏名	関係	電話番号			訪問調査時の留意点・備考					
	窓口に来た人										
<p>介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果、意見、及び主治医意見書を、久留米市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。</p>											
本人氏名											

保険者記入欄	支所	田主丸	北野	城島	三潞	センター	耳納	千歳	高牟礼	上津	筑邦	FAX	送達
	本庁	受付	コード	入力点検	意見書	調査事業所							
	個人番号	個・通・住・シ・順	本人確認	介・CM・個・通・旅・障・保・年・関	市	東	社協	R2S	他				

受付印

2 建指第 1 3 4 4 号

令和 2 年 1 0 月 7 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(都市建設部建築指導課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 2 4 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

建築確認等の台帳の整備・保管業務において、クラウドを活用した ICBA システムの導入に伴い、建築確認申請等の情報をクラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第 1 0 条第 1 項第 2 号)について

【諮問案件4】

建築確認等の台帳の整備・保管業務において、クラウドを活用した ICBA システムの導入に伴い、建築確認申請等の情報をクラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：都市建設部建築指導課

1 業務の概要

建築基準法第12条第8項は、特定行政庁（都道府県知事及び建築主事を置く市町村の長）に対し、建築確認等に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳の整備・保管を義務付けている。

本市においては、建築確認等の情報を建築確認システムに登録することにより、台帳の整備・保管を行っている。当該システムへの登録の対象となるのは、本市又は民間審査機関が受け付けた、市内における建築物の建築確認申請等に係る情報であり、年間の建築確認申請等件数は約1,500件である。

現在、この約1,500件の申請情報を、本市において建築確認システムへ全て手入力しているが、入力作業には、年間約194時間を要している。

現在、この建築確認システムへの入力の際には、市職員が Access（※1）で作成した入力作業量を削減するツール（以下「作業量削減ツール」という。）を使用している。この作業量削減ツールは、入力した建築業者等の情報に紐付き入力内容の候補が表示され、入力作業量を削減させるものであり、作業時間の削減に大きく寄与している（作業量削減ツールを使用しない場合における作業時間は年間約638時間）。

しかし、この作業量削減ツールは、構成が非常に複雑であるため、トラブル時の対応等が困難であり、今後の維持管理に大きな不安を抱えている。

そこで、一般財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」という。）（※2）が整備した建築確認システム（以下「ICBA システム」という。）への移行を検討している。

ICBA システムとは、国の支援により ICBA が整備したシステムであり、データベースを含むシステムサーバをクラウド化したシステムである。

この ICBA システムを利用することについて、オンライン結合等の承認を求めるもの。

※1 Access：Microsoft 社が提供するデータベースソフト。

※2 一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）：建築行政に係る情報の処理・配信システムの開発、運用、提供その他建築行政の高度情報化のための事業等を行うことを目的として平成4年に設立された一般財団法人。

2 提供する個人情報の内容

- ・ 建築主の情報（氏名、住所、電話番号）
- ・ 代理者、設計者、監理者等の情報（氏名、会社名、住所、電話番号）
- ・ 建築物の情報（建築場所、構造、階数、用途、敷地面積、建築面積、延べ面積等）
- ・ 工事の情報（着工時期、完了時期）

3 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

ICBA システムに移行することで、現在の作業量削減ツールを使用した不安定な運用が改善され、台帳の整備・保管業務を安定的に運用できる。

それだけでなく、建築確認申請等の年間件数約 1,500 件のうち約 90%は民間審査機関が受け付けているところ、ICBA システムであれば、民間審査機関が受け付けた建築確認等の申請情報を、民間審査機関が ICBA システムに直接入力できるようになるため、本市職員による入力作業時間を大幅に削減できる。

よって、オンライン結合等により委託事業者へ建築主等の個人情報を提供することには公益上の必要性がある。

4 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

不正アクセスの排除に関する保護措置として、特定行政庁ごとにユーザーID・パスワードが設けられており、パスワードを3回連続で誤入力した場合は、当該IDは30分間無効化される。また、登録されたデータは、ユーザーIDに紐付いた組織コードが振られているため、本市に係る情報を他の特定行政庁等が閲覧できない仕様になっている。

通信回線については、LGWAN（※3）を利用することで、高い通信機密性を確保している。また、サーバーの運営においては、サーバーを24時間、365日監視し、トラブル発生の予兆となる異常が無いが、常に把握できる体制が取られている。

契約上の措置については、利用契約書に利用者（久留米市）が登録した情報の管理責任がICBA側にあり、登録情報が漏えいしないよう、厳正に管理する旨が明記されている。

以上のことから、個人の権利利益を侵害する恐れはないものと考えます。

なお、福岡県内の他の特定行政庁のICBAシステム導入状況については、下表のとおり久留米市を除く全ての特定行政庁が導入しているが（参考 全国特定行政庁導入率59.4%、中核市導入率67.8%、福岡県特定行政庁導入率80%）、これまで漏洩等の事故は発生していない。

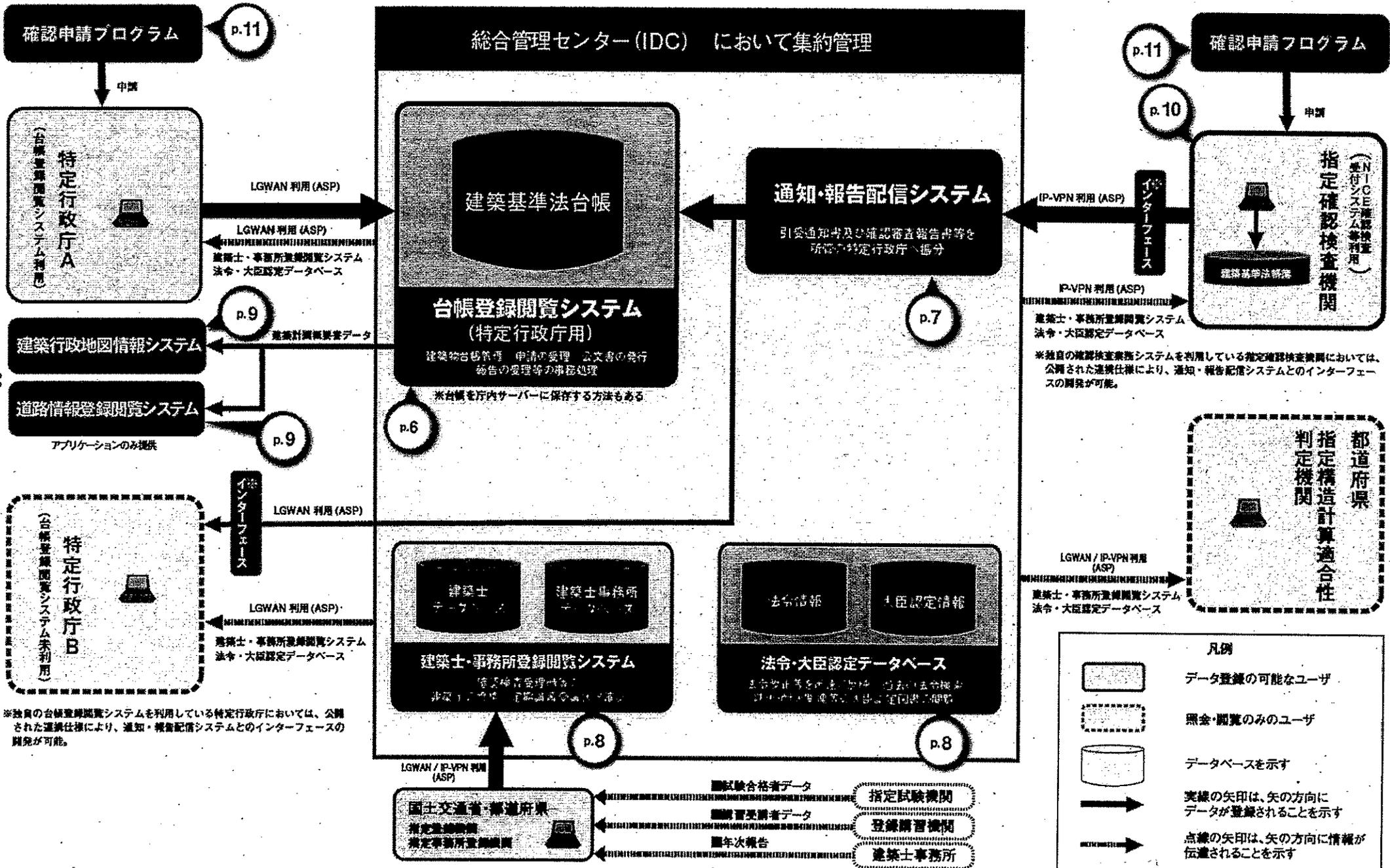
福岡県内ICBAシステム導入状況

特定行政庁	ICBAシステム
福岡県	導入済
北九州市	導入済
福岡市	導入済
久留米市	—
大牟田市	導入済

※3 LGWAN:自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワークである。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

5 実施時期（個人情報利用期間）

令和3年10月1日から



28

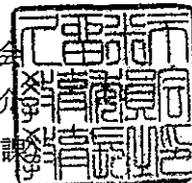
※独自の台帳登録閲覧システムを利用している特定行政庁においては、公開された運営仕様により、通知・報告配信システムとのインターフェースの開発が可能。

※独自の確認審査システムを利用している指定確認検査機関においては、公開された運営仕様により、通知・報告配信システムとのインターフェースの開発が可能。

2 教 I 第 1 7 9 号
令和 2 年 1 0 月 2 日

久留米市情報公開・個人情報
保護審議会会長 様

久留米市教育委員会
教育長 井上 謙介
(教育部教育 ICT 推進課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 2 4 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

教育機関向けに提供する、クラウドを活用した教育システムの導入に伴い、久留米市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の児童生徒に関する情報を、クラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第 1 0 条第 1 項第 2 号)について

【諮問案件 5】

教育機関向けに提供する、クラウドを活用した教育システムの導入に伴い、久留米市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の児童生徒に関する情報を、クラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

諮問機関：教育部教育 ICT 推進課

1 業務の概要

国が推進する GIGA スクール構想(※1)に基づき、1人1台の端末と学校内に高速大容量の通信環境を整備することとしており、久留米市は令和2年度中に環境整備を完了予定としている。

国は、その構想に基づき整備する環境について、端末・ソフトウェア(学習用ツール含む)・データ等を集中管理できることや、災害にも強いことなどを理由に、クラウドサーバとオンライン結合し、活用することを推奨している。

久留米市においては、約24,000人の児童生徒分の端末とデータ等を管理しなければならない。導入予定の Google 社の Chrome OS を搭載した Chromebook は、セキュリティの高い Google 社のパブリッククラウドを無償で使うことができ、その中で端末の管理や各種データの保存を行うことができ、国の考え方に基づいた環境整備の実現が図られる。

特別支援学校のみ、端末は操作性の良さから、Apple 社の iPad を導入予定としており、こちらも Google 社同様のセキュリティの高いパブリッククラウドを無償で使用でき、端末管理も専用のアプリケーションで管理することが可能である。

また、ICT 教材を活用し、1人1人の習熟度に応じた学びを実現するため、ベネッセコーポレーション社の個別学習ドリル「ドリルパーク」を導入することとしており、こちらのデータもベネッセコーポレーション社のパブリッククラウドに保存することになっている。

これらのパブリッククラウドを使用(クラウドサーバにオンライン結合)することについて、承認を求めるもの。

※1 GIGA スクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信環境を一体的に整備し、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる環境を実現でき、かつ、これまでの国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図る協働化された学習環境を提供することとしている。

2 提供する個人情報の内容

氏名、性別、学校名、学年(入学年度)、学習過程で作成されたデータ全般(ドリルでの学習記録等)

3 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

新型コロナウイルス感染症により、学校が休校になる可能性がある中、学びを止めないためにも、家庭における学習環境を提供することが急務となっている。そのため、クラウドサーバとオンライン結合することで、場所にとらわれない学習環境を構築することができ、公益性が高い。

また、久留米市の規模の場合、各学校又は教育センター内にローカルサーバまたは、プライベートクラウドをそれぞれ構築するよりも、パブリッククラウドを使用する方が、機器のメンテナンスや更新等が容易で、運用保守費用を安価に抑えることができる。

4 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

学校においては、児童生徒が日常的に情報システムにアクセスする機会があるなど、地方自治体の行政事務とは異なる点があるため、文部科学省は「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を取りまとめており、Google社、Apple社及びベネッセコーポレーション社はこのガイドラインに準拠している。

Google社について、自社のセキュリティポリシーに基づき、作成・保存されたデータを暗号化し、通信する仕組みを導入している。そして、クラウド内の個人情報にアクセスできる者を一部の社員、請負業者または業務委託先、及び代理人に限定していることや、データセンターへの立ち入りも厳しく制限するなど、安全性を担保している。

そして、生徒児童に関するデータを第三者利用する場合は、以下の4点のみとしている。

- ① ユーザーの同意を得た場合
- ② G suite for Education 管理者と共有する場合（管理者はG suite for Educationの契約者（久留米市）が指定した者を指す）
- ③ 外部処理を目的とする場合（外部処理（業務委託等）は、Googleの指示、Googleプライバシーポリシー、適切な機密性保持及びセキュリティ対策に基づいて実施）
- ④ 法的な理由がある場合

さらに、セキュリティに関する国際規格である ISO27001、クラウドサービス運用・利用に関する情報セキュリティ指針を規定した国際規格である ISO27017、クラウドサービス上での個人情報保護・管理指針を規定した ISO27018 に準拠している。

Apple社も、Google社同様、自社のセキュリティポリシーを設定しており、安全性が担保されている。また、ISO27001、ISO27018 に準拠している。

ベネッセコーポレーション社について、独自に個人情報保護に関する責任者を任命し、情報の漏洩や紛失、き損、改ざん、誤用、不正アクセス等を防止するための厳重なセキュリティ対策を実施しており、データ通信に関しても暗号化し、安全性が担保されている。

同じように、ISO27001 を認証取得し、かつ、一般財団法人日本情報経済社会推進

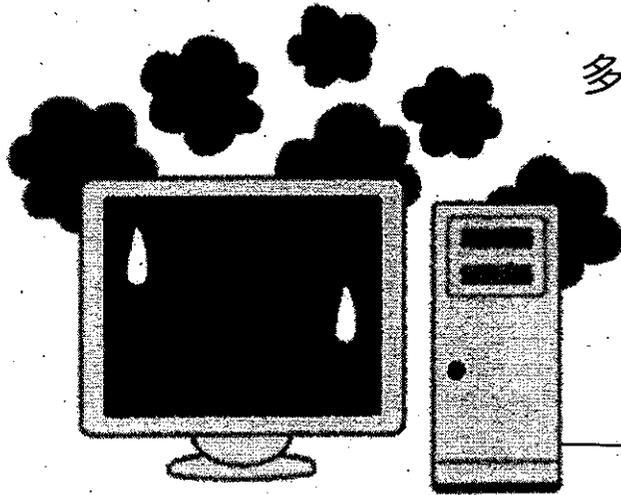
協会（JIPDEC）の審査を受け、プライバシーマークを認証取得している。

以上のことから、個人の権利利益の侵害に対して、現状で可能な対策が講じられていると考える。

5 実施時期（個人情報利用期間）

令和3年3月頃から利用予定

従来の学校パソコン



多くのソフトウェア

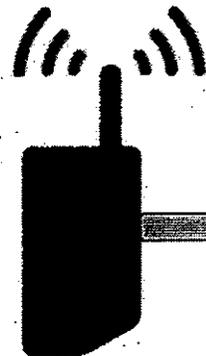
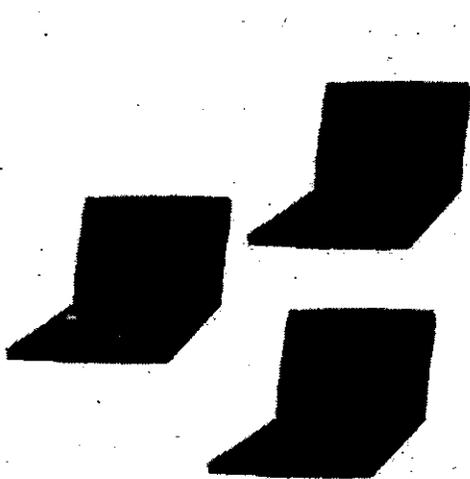
本当に使っている？コストだけかかってない？

ソフトウェアを処理するための
大容量ハードディスクメモリなど

過大なスペック
メンテナンスが大変
高コスト

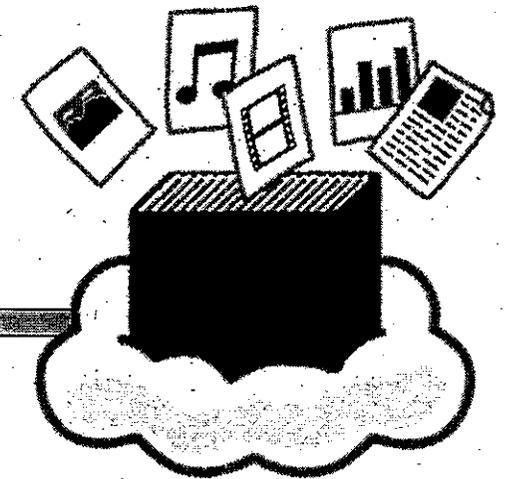
通信回線が細い 動画も音声もやり取りできない。意味ない。

GIGAスクール：全く新しいICT環境



高速大容量、機密性が高く
安価な通信ネットワーク

端末はシンプルに
壊れにくくメンテナンスも楽、安価



クラウド活用
ソフトウェアもデータ保存も集中管理
管理も楽、災害にも強い

